

狭山市公共施設再編計画

平成30年4月

狭 山 市

狭山市公共施設再編計画

目次

第1章 計画の目的と位置付け等

1. 計画の目的と位置付け	1
2. 計画期間	2
3. 計画の対象施設	2
4. 計画の推進	2

第2章 公共施設の再編と保全の基本的な考え方

1. 公共施設再編の基本的な考え方	
(1) 機能を重視した再編	3
(2) 地域の拠点づくりとしての再編	4
2. 公共施設保全の基本的な考え方	
(1) 目標使用年数	5
(2) 改修等の時期	6
(3) 保全優先度の考え方	6
3. 公共施設再編の時期	8

第3章 施設類型別にみた再編及び保全の計画

1. 市民会館	10
2. 市民活動施設	11
3. 公民館	12
4. 集会所等	14
5. 自治会集会施設	15
6. 図書館	16
7. 博物館等	17
8. スポーツ施設（屋内）（屋外）	18
9. 観光・保養施設	20
10. 産業・労働施設	21
11. 小学校・中学校	22
12. その他教育施設	24
13. 幼稚園・保育所	25
14. 総合子育て支援センター	27
15. 児童館	28
16. 学童保育室	30
17. 老人福祉センター	32
18. 障害者福祉施設	33
19. 保健・福祉施設	34

20. 医療施設	35
21. 市庁舎	36
22. 地区センター	37
23. 市営住宅	38
24. 供給処理施設	39
25. 駐車場	40
26. 消防・防災施設	41
27. 水道施設	42
28. その他施設	43
第4章 公共施設の改修等に係る財政負担の見通し	45
資料	48

第1章 計画の目的と位置付け等

第1章 計画の目的と位置付け等

1. 計画の目的と位置付け

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、労働人口の減少などの社会情勢が大きく変化するなか、本市では、公共施設の今後のあり方を見直し、次世代へ負担を残すことなく必要な公共施設等のサービスを持続的に提供することを目的として、平成29年3月に「狭山市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

「狭山市公共施設等総合管理計画」は、今後40年間の大きな方針として、一元的な管理のもと、計画的な公共施設の再編及び保全を行うことを示した計画であり、これに基づく具体的な行動計画として、10年間の取組みを示したものが「狭山市公共施設再編計画（以下「本計画」という。）」です。

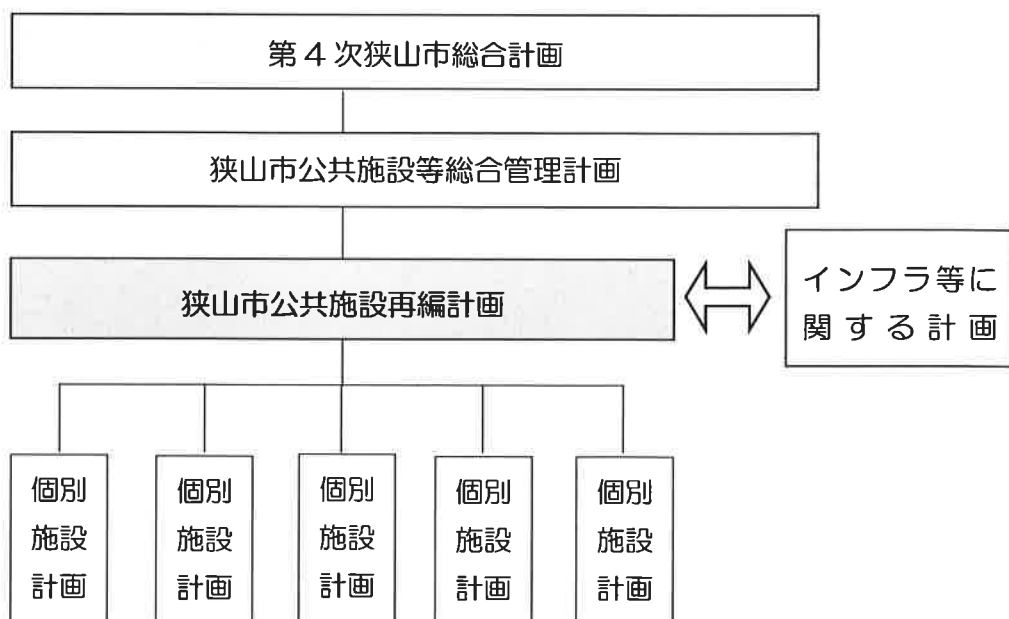
本計画では、公共施設の健全度や重要度からみた保全の考え方を整理するとともに、改修や建替えにかかる財政負担の平準化を図る観点から再編の対象となる施設を示しています。

本計画は、今後、より具体的な個別施設計画を策定するうえでの指針となるものです。

なお、本計画の目的に基づく個別施設計画の策定は、地域住民や施設利用者等の意見等を踏まえて進めます。

また、個別施設計画を検討するなかで、本計画と調整を図る必要が生じた場合や今後の社会情勢の変化などに対応する必要がある場合には、本計画の見直しを行います。

図表 計画の位置付け



※個別施設計画とは、再編計画に基づき、個別に再編を進める計画や方針等

2. 計画期間

本計画の期間は2018年度（平成30年度）から2027年度（平成39年度）までの10年間とします。

3. 計画の対象施設

本市が保有する以下の公共施設を対象とし、インフラ施設及び未利用地等は対象外とします。

市民会館、市民活動施設、公民館、集会所等、自治会集会施設、図書館、博物館等、スポーツ施設、観光・保養施設、産業・労働施設、小学校・中学校、その他教育施設、幼稚園・保育所、総合子育て支援センター、児童館、学童保育室、老人福祉センター、障害者福祉施設、保健・福祉施設、医療施設、市庁舎、地区センター、市営住宅、供給処理施設、駐車場、消防・防災施設、水道施設、その他施設

4. 計画の推進

本計画の進行管理は、狭山市公共施設等総合管理計画に従って、内部の委員会として設置した公共施設等マネジメント推進委員会において行います。この委員会では、総合的な調整を行いながら、PDCA のマネジメントサイクルにより、本計画の取組みの検証や必要な行動の具体化を促します。

また、市議会への報告等をはじめ、市民との情報共有や意見交換、民間事業者との連携なども行い、本計画を推進します。